

通所リハビリテーション事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人積善会が開設する介護老人保健施設 希の里（以下「施設」という。）が行う指定（予防）通所リハビリテーション事業（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(事業の運営方針)

- 第2条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設 希の里
- 2 所在地 大分県豊後高田市呉崎755番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(医師・常勤職員1名)
管理者は、施設の従業者の管理及び指定通所リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
2. 医師 1名以上(常勤職員で兼務)
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
3. 作業療法士等 1名以上(常勤換算で1.0人以上)
必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
4. 看護・介護職員 5名以上(常勤換算で5.0人以上)
 - ・保健衛生並びに看護業務を行う。
 - ・日常生活全般にわたる介護業務を行う。
 - ・通所リハビリテーション計画書及び通所リハビリテーション報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

(営業日及び営業時間)

第5条 施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、50人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第7条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅との送迎を実施する。

(利用者負担の額)

- 第8条 施設の利用料は別紙に掲載の料金により支払いを受けるものとする。
2. 前項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。また費用の額を変更するときは、あらかじめその変更について文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
- 豊後高田市、宇佐市

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第10条 利用者が通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。
- 利用者は事業者の設備及び備品を利用するにあたっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
2. 利用者は事業者の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 作業療法士等は、通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
2. 作業療法士等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第12条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(身体拘束等)

- 第13条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

- 第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(勤務体制の確保)

第15条 利用者に対し適切な事業を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

2. 当該施設の従業者によって事業を提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3. 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。
4. 当事業所従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人積善会 老人保健施設希の里・和の里 就業規則による。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(苦情処理)

第17条 提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2. 提供した事業に関し、介護保険法の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
3. 提供した事業に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(記録の整備)

第18条 従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

2. 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第19条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理等)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行う。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者（業務委託）は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(業務継続計画の策定等)

第21条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第22条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第23条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人積善会の施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 平成15年11月1日
作業療法士職員の人数を変更
- 平成16年6月1日
作業療法士職員の人数を、常勤兼任2名・非常勤兼任2名から常勤兼任3名に変更
第6条(利用者の定員)追加、第10条(サービス利用にあたっての留意事項)追加
- 平成17年10月1日
第3条2項所在地の変更、第8条利用料等の徴収変更、利用料負担説明書の追加
- 平成21年11月1日
第4条職員の員数、第6条利用者の定員、第9条事業の実施地域を変更
- 平成25年4月1日
第16条 記録の整備 を「完結の日から2年間保存」 から「サービスを提供した日から5年間保存」へ変更、第17条 虐待防止に関する事項を追加
- 令和2年7月1日
第8条 利用者負担の額及び別紙の記載内容の変更をする。
- 令和3年5月1日
第4条 職員人数の記載方法の変更をする。
- 令和3年10月1日
第2条 運営の方針、第7条 通所リハビリテーションの内容、12条 事故発生の防止、15条 勤務体制の確保、16条 非常災害時対策、19条 虐待防止に関する事項、25条 その他運営を 修正する。
20条 衛生管理等、第21条 業務継続計画、22条 職員の服務規律、23条 職員の質の確保、第24条 守秘義務及び個人情報の保護 を追加する。

(別紙)

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

(1) 基本料金

介護保険施設の利用料は「指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」に定める額とし、施設が法定代理受領サービスを提供する場合には利用者から本人負担分の支払いを受けることができる。

(2) その他の料金

食費(1食あたり)	600円
オムツ代	実費